

接続約款変更届出書

令和7年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

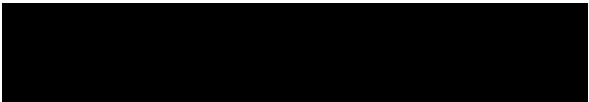
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連 絡 先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実 施 期 日	令和 7 年 3 月 7 日
---------	----------------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧				
料金表					料金表				
第 1 表 接続料金					第 1 表 接続料金				
第 1 網使用料 (略)					第 1 網使用料 (略)				
第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料					第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料				
1 適用 (略)					1 適用 (略)				
2 料金額					2 料金額				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収パケット接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	(略)	(略)			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>102,418</u> 円	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>92,753</u> 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>10,241</u> 円	月額			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,275</u> 円	月額
	<u>令和 9 年 4 月 1</u>	<u>(ア) 10Mbps の</u>	<u>99,951 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。</u>	<u>もの</u> <u>(イ) 10Mbps を</u> <u>超え 1Mbps ご</u> <u>とに</u>	<u>9,995 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	(略)	(略)
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	(略)	(略)			(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>102,418 円</u>	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>92,753 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>10,241 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	<u>9,275 円</u>	月額
	<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps の</u> <u>もの</u>	<u>99,951 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(イ) 10Mbps を</u> <u>超える 1Mbps ご</u> <u>とに</u>	<u>9,995 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(3) MVNO 回線 管理機能	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	(3) MVNO 回線 管理機能	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)

	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	(略)	(略)
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>87</u> 円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>84</u> 円	月額
	<u>令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>85 円</u>	<u>月額</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
附則 (略) <u>附 則(令和7年2月27日 MKS2502250007500001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和7年3月7日から実施します。</u>					附則 (略)				